

仕様書

1. 件 名 標識薬剤開発研究に関する事務に係る労働者派遣契約【有期プロジェクト業務】

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、標識薬剤の研究開発を行っており、放射性診断・治療関連創薬の実現に向けて、各種試験および研究を進めている。

本仕様書は、この標識薬剤開発研究に係る事務業務に従事する労働者の派遣について定めるものである。なお、業務の一部については放射性管理区域内での作業が含まれるため、放射線作業従事者としての登録を要する。

本件は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構より委託を受けて実施する事業の一部であり、業務期間は 2027 年 3 月末日までの有期業務とする。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、先進核医学基盤研究部所掌の居室及び作業エリアにて実施するものとする。

(1) 分子イメージング棟（放射線管理区域含む）

(2) 画像診断棟（放射線管理区域含む）

具体的な業務作業は、以下のとおりとする。なお本派遣は、標識薬剤開発研究に関する事務業務である。

1. 研究予算に関する業務
2. 研究業績に関する業務（業績登録、データ管理、ファイリング等）
3. 物品調達に関する業務（業者への依頼、発注・納品等の手続き）
4. 各種手続きに関する業務（出張等手続き、勤務管理関連業務、英文書類対応等）
5. 物品および書類等の管理等業務（資産管理関連、文書データ管理関連等）
6. 上記に付随するその他の業務（電話、来客対応等）

4. 必要な要件

- (1) 放射線管理区域内での業務経験を有すること。
- (2) 英語を用いた手続き等の業務経験を有すること（大学卒業程度）。
- (3) 研究に関連する予算管理の実務経験を有すること。
- (4) 事務系パソコンソフト（文書作成ソフト、表計算ソフト、電子メール等）を用いた業務経験を有すること。
- (5) 電話応対に関する業務経験を有すること。
- (6) 複数の職員と連携して業務を遂行できる能力を有すること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部
(住所：千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1)
TEL：043-206-4039

7. 組織単位

量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部

8. 指揮命令者

量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部 部長

9. 派遣期間

令和8年9月14日から令和9年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他QSTが指定する日(以下「休日」という。)を除く週4日。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：8時半から17時まで(休憩時間60分を含む)

(2)休憩時間：12時から13時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

千葉統括部 庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

・派遣労働者を「無期雇用労働者派遣に限定する」

15. 服従等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

また、提出書類に不備等ある場合、契約始期からの派遣労働者受入について、改めて協議を行うこととする。

（提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部提出）

- (1) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
 - (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約始期の 3 日前までに）
 - (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（所轄労基署受付済の写）（契約始期の 3 日前までに）
 - (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約始期の 3 日前までに、及び、変更の都度速やかに）
 - (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約始期の 3 日前までに、及び、変更の都度速やかに）
 - (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約始期の 3 日前までに、及び、変更の都度速やかに）
- ※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとする。
- (7) その他契約上必要となる書類（契約始期の 2 週間前までに）

※上記（5）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。

19. グリーン購入法の推進

- (1)本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2)本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：量子医科学研究所 先進核医学基盤研究部
氏 名：張 明栄